

「上級英語研修の請負」に係る企画競争について

下記のとおり企画競争を行います。

令和7年4月18日

支出負担行為担当官
内閣衛星情報センター
管理部長 室伏 祐二

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
内閣衛星情報センター管理部長 室伏 祐二
- 2 企画競争に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないものであること。
 - (3) 令和7・8・9年度内閣及び内閣府所管競争参加資格審査(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のD以上の等級に格付けされた者であること。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
 - (5) 契約担当官等から取引停止措置を受けている期間中でないこと。
- 3 企画競争の内容
上級英語研修の請負
- 4 企画競争の内容を示す場所
所在地 東京都新宿区市谷本村町9-13
電話番号 03-3267-9556(直通)
03-3267-9559(FAX)
- 5 企画提案書等の提出期限及び場所

提出期限 令和7年5月9日(金)12時
提出場所 東京都新宿区市谷本村町9-13
内閣衛星情報センター 管理部会計課 契約・出納班
電話：03-3267-9556

- 6 企画競争の無効
企画競争に必要な資格を有しない者が提出した企画案は無効とする。
- 7 選定結果の通知
令和7年5月13日(火)までに通知する。
- 8 その他
企画競争説明書による。

令和7年度「上級英語研修の請負」に係る
企画競争説明書

1 概要

本書は、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター(以下「当センター」という。)が行う令和7年度「上級英語研修の請負」(以下「英語研修」という。)の契約相手先候補を選定するため、本研修の実施内容及び体制等について、提案を求めるものである。

2 英語研修の概要

英語研修の受講対象者に対する目的の水準を以下のとおりとし、これらの目的を達成するために最適な研修を実施すること。

(1) 上級英語クラス

ア 外国の関連企業等との情報交換に必要な英会話能力の習得及び作成した報告書等を独自で英文化し、発表ができる。

イ 英語圏で企画する安全保障に関する専門教育コースに応募できる程度の語学力の習得を目指す。

(2) 維持向上クラス

上級英語研修で習得した語学力の練度を維持向上させる。

3 研修方針

(1) 上級英語クラス

ア 上記の研修目的を達成するために、リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの4分野、全てのレベルアップを図る。

イ 本研修を実施するに当たり、次項に示す関連分野を中心としたカリキュラムを進めていくとともに、各分野に応じた専門用語を最大限に活用する。

(2) 維持向上クラス

過去に上級英語研修を受講した者を対象に、英語力のブラッシュアップを図る。

4 関連分野

(1) 分析手法(トレードクラフト)

(2) 特殊専門用語

ア 人工衛星の運用に関すること。

- イ C4ISR（指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察）に関すること。
- (3) 安全保障に関すること。
 - ア 国際情勢
 - イ 軍事組織
 - ウ 軍の施設、装備品等
- (4) 核施設
 - ア 原子力発電所
 - イ 核サイクル
- (5) 社会産業基盤
 - 飛行場、港湾、各種工業施設

5 研修期間、研修時間及び回数

- (1) 上級英語クラス
 - ア 前期
 - (ア) 令和7年5月21日～8月29日（25回）
 - (イ) 2h / 1回（10：00～12：00）
 - (ウ) 2回（水・金） / 週
 - イ 後期
 - (ア) 令和7年9月5日～令和8年3月6日（25回）
 - (イ) 2h / 1回（10：00～12：00）
 - (ウ) 1回（金） / 週
- (2) 維持向上クラス
 - 上級英語クラスの後期期間に実施
 - ア 令和7年9月3日～11月19日（12回）
 - イ 2h / 1回（10：00～12：00）
 - ウ 1回（水） / 週（1回を1テーマとして完結させる。）
- (3) 休暇期間
 - ア 夏季休暇期間
 - 令和7年8月12日～8月15日
 - イ 年末年始休暇期間
 - 令和7年12月22日～令和8年1月3日
- (4) 予備日
 - 契約期間中調整の上、別途設定する。

6 研修場所

当センター施設内の会議室とする。

7 受講対象者

- (1) 上級英語クラス
5名程度とし、グループレッスンとする。
- (2) 維持向上クラス
各回5～10名程度とし、グループレッスンとする。

8 講師

講師の必須条件を以下に示す。

- (1) 官公庁に対する英語教育又は通訳業務の実績(3年以上)を有するとともに経験豊富な人材であること。
- (2) 当センターの研修目的の主旨に準じ、第4項に示す実施すべき関連分野に精通した人材であること。

9 研修実施要領

上級英語クラス	維持向上クラス
ア 研修内容及び研修資料は、研修目的及び関連分野に準じた内容で構成すること。	
イ 本英語研修を開始するに当たり、以下に示す資料を作成し提出すること。	
(ア) 本英語研修を実施するに当たっての実施方針	
(イ) 本英語研修の研修内容及び実施要領	
(ウ) 本英語研修に使用する教材の概説	
(エ) カリキュラムの明示及びカリキュラムごとの具体的な実施要領及び日程	
(オ) フィードバック等に関する実施要領	レベルチェックの実施要領
(カ) 各試験(レベルチェック、総合試験)の実施要領	
(キ) その他(研修を実施する上で、必要と思われる資料等の概説)	
ウ 受講者に対しては科目(リスニング、リーディング、ライティング、スピーキング)ごとにバランスよく宿題を与え、次の研修時に解答・添削等、受講者にフィードバックしなければならない。	レベルチェックの実施要領
エ 研修時に使用する教材、テキスト等は、契約相手方が研修目的に準じた内容で準備し、配付すること。(テキスト等、配付資料の1部を当センターにも提供すること。)	

<p>オ 研修の初回には、受講者の素養を測り、また、中間段階での受講者ごとの進捗状況と弱点を把握するためにレベルチェックを実施し、当該結果を当センター側に通知するとともに、以後の研修に反映させること。</p>	<p>研修の各回はじめに受講者の開始当初のレベルを測ること。</p>
<p>カ 研修の終了時において、研修目的に準じた研修成果を評価するための試験（総合試験）を実施し、当該結果を当センター側に通知すること。</p>	<p>研修終了時において、各研修参加者に対するレベル維持・向上のための個別アドバイスを作成し、当センター側に通知すること。</p>
<p>キ 研修終了時、受講者全員に対して教材の量、研修内容の満足度等に関するアンケート調査を実施し、当該結果を当センター側に提出すること。</p>	
<p>ク 研修終了後、業務完了報告書を当センター側に提出すること。</p>	

10 施設内で知り得た情報及び個人情報の取り扱い

- (1) 契約相手方は、施設内で知り得たいかなる情報も外部へ漏えいさせてはならない。
- (2) 契約相手方は、研修に必要な最低限の個人情報を受講者本人から入手できるが、当該情報を研修目的以外に使用してはならない。
- (3) 前2号の内容を、本業務の従事者（講師等）に遵守させるための必要な措置を講ずること。

11 経費

この業務に係る経費は、4,070千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以下とする。

12 質問要領

- (1) 様式自由
- (2) 質問の期限は、令和7年4月30日（水）正午到着分までとする。
- (3) 質問の提出方法は、FAXを基本とする。
- (4) 電話での質問は、受け付けないこととする。

13 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書 原本1部、(写)1部、合計2部

イ 令和7年度有効 一般競争入札参加の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）(写) 2部

(2) 提出期限

令和7年5月9日（金）正午まで

(3) 提出先

内閣衛星情報センター管理部会計課 契約・出納班

住 所：東京都新宿区市谷本村町9 - 13

電 話：03 - 3267 - 9556

F A X：03 - 3267 - 9559

14 企画提案書の評価

提出された企画提案書は、「評価項目及び評価基準」に基づき書類審査を行い、契約相手先候補者を決定する。

なお、必要により次点を決定する。

15 技術等審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月13日（火）までに合否の通知を行う。

合格通知を受領した契約相手先候補者は、次項に従って手続を行うものとする。

16 商 議

契約相手先候補者に対し、英語研修に関するより詳細な事項を開示し、契約に必要な詳細事項を決定する。

なお、商議が整わなかった場合は、次点の者と商議を行う場合がある。

17 留意事項

(1) 提出された企画提案書は、審査後も返却しないこととする。

(2) 受領した資料は、本競争以外に無断で使用しないこととする。

(3) 落札の成否を問わず、企画提案書の作成に要する費用は負担しないこととする。

仕 様 書

上級英語研修の請負

令和 7 年 3 月

内閣官房内閣情報調査室

内閣衛星情報センター

1 総 則

(1) 件 名

令和7年度「上級英語研修の請負」

(2) 概 要

本仕様書は、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター（以下「当センター」という。）職員に対して行う上級英語研修の請負について定める。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

2 研修概要

(1) 研修目的

ア 上級英語クラス

(ア) 外国の関連企業等との情報交換に必要な英会話能力の習得及び作成した報告書等を独自で英文化し、発表ができる。

(イ) 英語圏で企画する安全保障に関する専門教育コースに応募できる程度の語学力の習得を目指す。

イ 維持向上クラス

上級英語研修で習得した語学力の練度を維持向上させる。

(2) 研修方針

ア 上級英語クラス

(ア) 上記の研修目的を達成するために、リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの4科目、全てのレベルアップを図る。

(イ) 本研修を実施するに当たり、次号に示す関連分野を中心としたカリキュラムを進めていくとともに、各分野に応じた専門用語を最大限に活用する。

イ 維持向上クラス

過去に上級英語研修を受講した者を対象に、英語力のブラッシュアップを図る。

(3) 関連分野

ア 分析手法（トレードクラフト）

イ 特殊専門用語

(ア) 人工衛星の運用に関すること。

(イ) C4ISR（指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察）に関すること。

ウ 安全保障に関すること。

(ア) 国際情勢

- (イ) 軍事組織
- (ウ) 軍の施設、装備品等

エ 核施設

- (ア) 原子力発電所
- (イ) 核サイクル

オ 社会産業基盤

飛行場、港湾、各種工業施設

(4) 研修期間

ア 上級英語クラス

- (ア) 前期
令和7年5月21日～8月29日(25回)
- (イ) 後期
令和7年9月5日～令和8年3月6日(25回)

イ 維持向上クラス

令和7年9月3日～11月19日(12回)

ウ 休暇期間

- (ア) 夏季休暇期間
令和7年8月12日～8月15日
- (イ) 年末年始休暇期間
令和7年12月22日～令和8年1月3日

エ 予備日

契約期間中調整の上、別途設定する。

(5) 研修時間及び回数

ア 上級英語クラス

- (ア) 前期
・2h / 1回(10:00～12:00)
・2回(水・金) / 週
- (イ) 後期
・2h / 1回(10:00～12:00)
・1回(金) / 週

イ 維持向上クラス

上級英語クラスの後期期間に実施

- (ア) 2h / 1回(10:00～12:00)
- (イ) 1回(水) / 週(1回を1テーマとして完結させる。)

(6) 研修場所

当センター施設内の会議室を使用する。

設備：PC(スタンドアローン)、プロジェクター、テーブル、ホワイトボード、椅子、ホワイトボードマーカー等

ア 備え付け備品は、使用可とする。

イ その他の研修に必要な機材等は、契約相手側が準備する。

(7) 受講対象者

ア 上級英語クラス

5名程度とし、グループレッスンとする。

イ 維持向上クラス

各回5～10名程度とし、グループレッスンとする。

(8) 講師

講師は、以下の条件を満たすこととする。

ア 官公庁に対する英語教育又は通訳業務の実績（3年以上）を有するとともに経験豊富な人材であること。

イ 当センターの研修目的の主旨に準じ、(3)に示す実施すべき関連分野に精通した人材であること。

(9) 研修実施要領

上級英語クラス	維持向上クラス
ア 研修内容及び研修資料は、研修目的及び関連分野に準じた内容で構成すること。	
イ 本英語研修を開始するに当たり、以下に示す資料を作成し提出すること。	
(ア) 本英語研修を実施するに当たっての実施方針	
(イ) 本英語研修の研修内容及び実施要領	
(ウ) 本英語研修に使用する教材の概説	
(エ) カリキュラムの明示及びカリキュラムごとの具体的な実施要領及び日程	
(オ) フィードバック等に関する実施要領	
(カ) 各試験（レベルチェック、総合試験）の実施要領	レベルチェックの実施要領
(キ) その他（研修を実施する上で、必要と思われる資料等の概説）	
ウ 受講者に対しては科目（リスニング、リーディング、ライティング、スピーキング）ごとにバランスよく宿題を与え、次の研修時に解答・添削等、受講者にフィードバックすること。	
エ 研修時に使用する教材、テキスト等は、契約相手方が研修目的に準じた内容で準備し、配付すること。（テキスト等、配付資料の1部を当センターにも提供すること。）	

<p>オ 研修の初回には、受講者の素養を測り、また、中間段階での受講者ごとの進捗状況と弱点を把握するためにレベルチェックを実施し、当該結果を当センター側に通知するとともに、以後の研修に反映させること。</p>	<p>研修の各回はじめに受講者の開始当初のレベルを測ること。</p>
<p>カ 研修の終了時において、研修目的に準じた研修成果を評価するための試験（総合試験）を実施し、当該結果を当センター側に通知すること。</p>	<p>研修終了時において、各研修参加者に対するレベル維持・向上のための個別アドバイスを作成し、当センター側に通知すること。</p>
<p>キ 研修終了時、受講者全員に対して教材の量、研修内容の満足度等に関するアンケート調査を実施し、当該結果を当センター側に提出すること。</p>	
<p>ク 研修終了後、業務完了報告書を当センター側に提出すること。</p>	

(10) その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、当センター担当者と協議するものとする。

3 施設内で知り得た情報及び個人情報の取扱い

- (1) 契約相手方は、施設内で知り得たいかなる情報も外部へ漏えいさせてはならない。
- (2) 契約相手方は、研修に必要な最低限の個人情報を受講者本人から入手できるが、当該情報を研修目的以外に使用してはならない。
- (3) 前2号の内容を、本業務の従事者（講師等）に遵守させるための必要な措置を講ずること。

以上

(案)
契 約 書

支出負担行為担当官内閣衛星情報センター管理部長 室伏 祐二 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、下記の条項により、上級英語研修の請負に関し、次のとおり契約を
締結する。

記

(契約の目的)

第 1 条 本契約の目的は次のとおりとする。

- (1) 名 称 上級英語研修の請負
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日までとする。
- (5) 履行場所 仕様書のとおり

(契約保証金)

第 2 条 契約保証金の納付は免除する。

(権利義務の譲渡)

第 3 条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡
し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令
(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律
(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成16
年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっ
ては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に
基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙
が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例
等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第
2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、又は丙が甲に対し、債権譲渡特例法
第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2
項に規定する承諾の依頼を行った場合にあつては、甲は次の各号に掲げる異議を留める
ものとする。

- 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、
譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
- 二 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権
を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- 三 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変
更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更
により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決され
なければならないこと。

3 第一項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価

の支払による弁済の効力は、官署支出官内閣府大臣官房会計課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づきセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託承認申請書（別記様式）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。

4 再委託の内容が業務の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、前二項の承認を要しないものとする。

5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

（監督）

第5条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、会計法（昭和22年法律第35号、以下「法」という。）第29条の11第1項の規定に基づき甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（検査及び検収）

第6条 乙は、本契約の履行が完了したときは、その都度甲又は甲の指定した職員（以下「検査員」という。）にその旨通知し、法第29条の11第2項の規定に基づく検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会を求めて検査を行わなければならない。この場合乙が立会しないときは、乙は甲の検査の結果に対して異議の申し立てをできないものとする。

3 前項による検査の結果、不合格となったものが生じた場合には、甲の指定した期限までに必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

4 第2項又は第3項の検査に合格したときをもって検収とする。

5 検査に要する費用は乙の負担とする。

（検査結果の通知）

第7条 甲は、前条による検査が終了したときは速やかに乙に通知しなければならない。

（代金の請求）

第8条 乙は、前条の通知を受けたときは、適法な支払請求書をもって第1条の契約金額を支出官に請求するものとする。

2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第9条 支出官は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨て）を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（遅延賠償金）

第10条 乙は、甲の指定する期限内に業務を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅滞の事由及び検収見込月日を明らかにした書面を提出し甲の指示を受け取るものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして期限延長を認めることができるものとする。

ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利3.00%を乗じて得た金額とする。

（違約金）

第11条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは契約履行未済金額の100分の10を違約金として徴収し本契約を解除することができる。

（甲の契約解除権）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約上の義務を履行しないか、又は履行する見込みがないと認めるとき。
- 二 この契約について、乙が不正行為をしたと認めるとき。
- 三 乙の責に帰する理由により契約の解除を申し出たとき。
- 四 乙が天災その他止むを得ない理由により契約解除を申し出たときで、且つ、その理由が正当であると認めるとき。

（危険負担）

第13条 第7条に規定する検査結果を受理する以前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合）

第14条 甲は、乙が行った役務が本契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、役務の再履行による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償を請求又は本契約を解除できる。

（秘密の保持）

第15条 乙又はその使用人は、本契約履行上知り得た秘密の文書、図画、物件及び知識を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、第1条に規定する契約期間が終了した後も有効に継続するものとする。

3 甲は、乙に前二項の規定を担保させるため、乙の使用者及び使用者に準ずる者に対し、必要な措置を講じさせるものとする。

(その他)

第16条 この契約の履行については、特約条項の定めがある場合においてはこの契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月 日

甲 東京都新宿区市谷本村町9 - 13
支出負担行為担当官
内閣衛星情報センター管理部長
室伏 祐二

乙

別記様式（第4条関係）

番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
内閣衛星情報センター管理部長 殿

受託者 氏名

「上級英語研修の請負」業務再委託承認申請書

令和 年 月 日付けで締結した標記業務について、再委託を別紙のとおり行いたいので承認されるよう申請します。

「上級英語研修の請負」業務再委託承認申請書

再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の 範囲	
再委託の必要性	
再委託金額	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受託者、(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに乙、下請負人又は再受

託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

【別紙】

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

評価項目及び評価基準(令和7年度)

件名： 上級英語研修の請負

業者名：

採択案件の決定方法

(1) 提案された内容について審査を行い、判定及び技術点を評価する。

(2) 評価項目のうち、1つでも不可がある場合は失格とする。

評価項目及び評価事項		判定 配点	評価基準				仕様書の項目 との対応	判定 得点	
			優	良	可	不可			
			十分満足 できる	満足できる	良よりやや 劣る	不合格			
1 研修期間 仕様書に示す期間に研修を実施できるか。		合否					2(4)		
2 講師 仕様書に示す講師の条件を満たしているか。(官公庁3年以上等)							2(8)ア		
3 実施方針 仕様書に示す研修方針を遵守した上で、効果的な実施方針となっているか。	上級英語クラス	50	50	45	35	失格	2(2)ア		
	維持向上クラス	15	15	10	5	失格	2(2)イ		
4 関連分野の網羅性 仕様書に示す関連分野を網羅しているか。		200	200	180	130	失格	2(3)		
5 研修内容及び研修資料 研修内容及び研修資料が関連分野に応じた内容の構成となっているか。	上級英語クラス	200	200	180	130	失格	2(9)ア、イ		
	維持向上クラス	50	50	45	30	失格	2(9)ア、イ * イ(オ)を除く		
6 課題及びフィードバック 科目ごとに課題を準備するとともに、フィードバックの構想ができているか。		上級英語クラス	100	100	90	70	失格	2(9)イ(オ)、ウ	
7 各試験の具体的構想 レベルチェック、総合試験の具体的な実施構想ができ、かつ関連分野と密接 に関連付けられているか。	上級英語クラス	50	50	45	35	失格	2(9)イ(カ)、オ、カ		
	維持向上クラス	15	15	10	5	失格	2(9)イ(カ)、オ、カ		

別添

評価項目及び評価事項		判定 / 配点	評価基準				仕様書の項目 との対応	判定 / 得点
			10%以上 低減	5%以上 低減	低減5% 未満	価格超過		
8	経費 本事業に係る上限経費より低減された提案価格となっているか。	50	50	45	35	失格		
9	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(細部以下のとおり) ・女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) プラチナえるぼし：100点、えるぼし3段階目：80点 えるぼし2段階目：70点(1)、えるぼし1段階目：40点(1) 行動計画策定：20点(2) 1 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要 2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) プラチナくるみん：100点、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)：70点 くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)：60点 トライくるみん：50点、くるみん(平成29年3月31日までの基準)：40点 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業)：80点 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点	100						
10	賃上げの実施を表明した企業等 【大企業】事業年度に置いて、対前年度比で給与等受給者一人あたりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【中小企業等】事業年度に置いて、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	50						
合計点		880						
コメント								

依頼事項

競争参加意志のある者は、提案書等提出後、概算見積書を下記の要領で記入の上、提出を依頼します。

記

[概算見積書提出要領]

1 記載要領

- (1)あ て 先 : 内閣衛星情報センター管理部長
- (2)日 付 : 提出日を記入してください。
- (3)総 額 : 税込金額を記載するとともに、税額を併記してください。
- (4)見 積 内 訳 : 仕様書に沿って内訳を作成してください。
- (5)社印・代表者印: 押印省略可。

2 提出方法 : 郵送、持参、電子メール又はFAX

3 提出期限 : 令和7年5月9日(金)

提出期限に間に合わない場合は、「4 提出先」担当まで御連絡ください。

4 提出先 : 内閣衛星情報センター 会計課 契約・出納班

〒162-1845 東京都 新宿区 市谷本村町9 - 13

電話番号 03(3267)9556

FAX 03(3267)9559